

## 事業契約に関する考え方

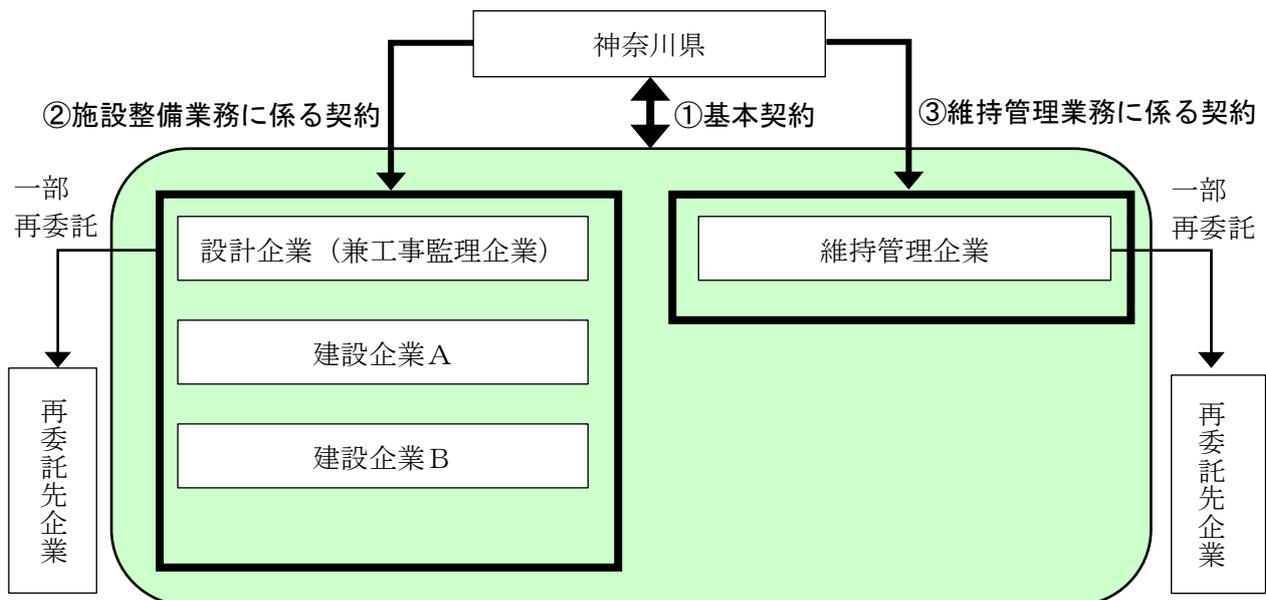
## 1 本資料の位置づけ

本資料は、実施方針の公表時点における事業契約の一部に係る考え方を示すものである。

## 2 事業契約の構成

本事業における事業契約は、次の三つの契約により構成する。

項目		①基本契約	②施設整備業務に係る契約	③維持管理業務に係る契約
契約当事者	県	知事	知事	知事
	事業者	全構成員※連名	施設整備業務を担当する全構成員※連名	維持管理業務を担当する全構成員※連名
契約金額		記載なし	施設整備業務に係る契約金額	維持管理業務に係る契約金額
主たる目的		契約当事者が相互に協力し、円滑に事業を実施するために必要な基本的事項（事業期間、役割分担等）を定める。	基本契約に定める基本的事項に基づき、施設整備業務に係る県及び事業者の相互の権利・義務等を定める。	基本契約に定める基本的事項に基づき、維持管理業務に係る県及び事業者の相互の権利・義務等を定める。
締結時期		落札者決定通知から10日以内	仮契約：落札者決定通知から10日以内 本契約：仮契約締結後、県議会での議決を経て発効	施設整備業務に係る契約の本契約から10日以内
基本的な条項の有効期限		事業期間満了日まで	施設整備業務完了日まで	事業期間満了日まで



事業契約に係る形態の一例（イメージ図）

### 3 事業者の責任の履行に関する基本的な考え方

本事業における事業者の責任の履行についての基本的な考え方は、次のとおりとする。

なお、モニタリングの実施に係る事業者の責任の履行については、別に示す事項によることとする。

#### (1) 債務不履行に係る責任

事業者が事業契約に定める義務を履行しないときなど、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合における事業者の責任の履行についての基本的な考え方は、次のとおりとする。

##### ア 改善のための措置

債務不履行が生じた場合、県は事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出と実施を求めることができる。

##### イ 契約解除

上記アを経てもなお、債務不履行が解消しないときは、県は事業契約の解除を行うことができる。

##### ウ 違約金の支払い

###### (ア) 違約金の額

上記イにより、施設整備業務に係る債務不履行が原因で県が事業契約を解除した場合、事業者は、施設整備業務に係る契約金額の10分の1に相当する額の違約金を県に支払う。維持管理業務に係る債務不履行が原因で県が事業契約を解除した場合、事業者は、維持管理業務に係る契約金額の一定の割合に相当する額の違約金を県に支払う。

###### (イ) 違約金の支払責任

事業者が複数の企業で構成される場合、違約金の支払いに係る事業者の責任負担者は、次のとおりとする。

項目	基本契約	施設整備業務に係る契約	維持管理業務に係る契約
違約金の発生原因となる事象	刑法等の法令違反	施設整備業務に係る債務不履行	維持管理業務に係る債務不履行
違約金の支払いに係る責任負担者	全構成員	施設整備業務を担当する全構成員	維持管理業務を担当する全構成員

###### (ウ) 損害賠償責任

上記イにより県が事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 不可抗力による費用の負担に係る責任

施設整備業務実施期間中に、不可抗力により対象施設の損害又は業務実施に係る費用の増加が発生したときは、当該損害又は費用の増加の額が施設整備業務に係る契約金額の100分の1以下であれば事業者が全額を負担するものとし、100分の1を超過した場合は、当該超過した金額を県が負担する。

維持管理業務実施期間中に、不可抗力により対象施設の損害又は業務実施に係る費用

の増加が発生したときは、当該損害又は費用の増加の額が維持管理業務に係る契約金額の100分の1以下であれば事業者が全額を負担するものとし、100分の1を超過した場合は、当該超過した金額を県が負担する。

### (3) 設計及び工事の目的物に係る瑕疵担保責任

ア 設計業務及び建設工事業務の目的物である対象施設に瑕疵があるとき、県は、事業者（施設整備業務を担当する各構成員）に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、県は、修補を請求することができない。

イ 上記アの規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、対象施設の引渡しを受けた日から次の各号に定める期間内に行う。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- ・設計業務の目的物 2年
- ・建築物（建物及び工作物） 2年
- ・建築設備及び植栽 1年

ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。